

# 世界自然遺産

# 「小笠原諸島」

## 世界自然遺産に決定

平成23年6月19日～29日に、パリ（フランス共和国）のユネスコ本部で開催された「第35回世界遺産委員会」において、我が国が世界自然遺産に推薦していた「小笠原諸島」の世界遺産一覧表への記載が決定しました。

世界遺産は、人類共通のかけがえない財産として、将来の世代に引き継いでいくべき宝物です。世界遺産には、文化遺産、自然遺産及び文化と自然の複合遺産があり、自然遺産に記載されるためには4つの基準「自然景観」「地形・地質」「生態系」「生物多様性」のいずれか1つ以上に合致し、かつそれらの適切な保全管理体制がとられていることが必要です。

「小笠原諸島」は、海洋島の生態系に特有の生物進化の様子をよく表しており、陸産貝類と維管束植物において極めて高い固有種率を示していることが評価され、我が国において「屋久島」、「白神山地」、「知床」に続く4件目の世界自然遺産に決定されました。



シマホルトノキ(固有種)



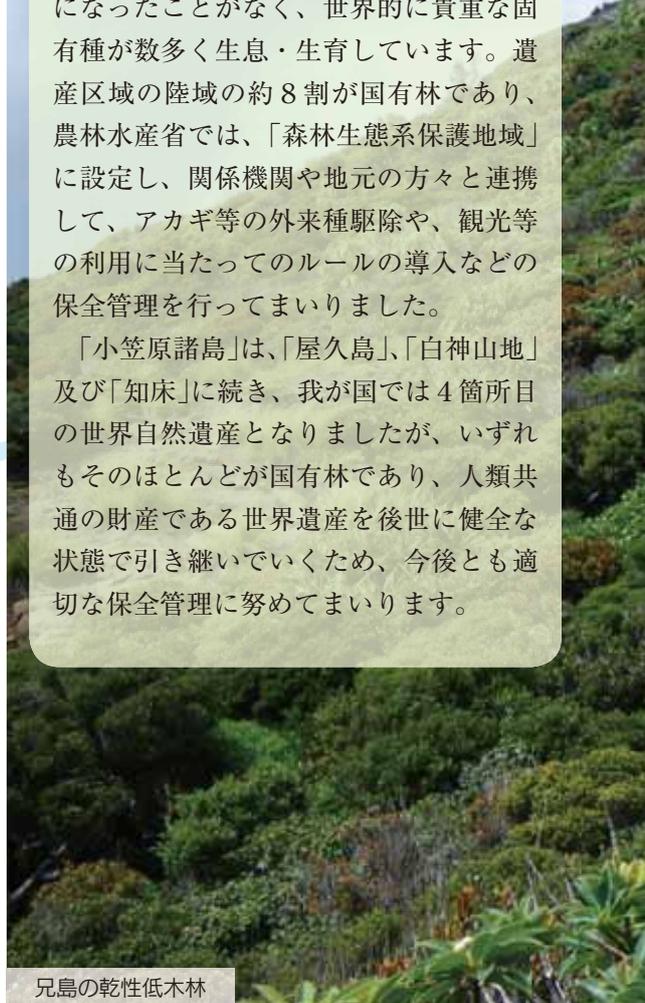
第35回世界遺産委員会

「小笠原諸島」の世界遺産  
一覧表への記載決定について  
農林水産大臣談話  
(平成23年6月24日公表)

パリで開催されている第35回世界遺産委員会において、我が国が推薦していた「小笠原諸島」の世界遺産一覧表への記載が決定されたことについて、大変うれしく思います。

「小笠原諸島」は、大陸と一度も陸続きになったことがなく、世界的に貴重な固有種が数多く生息・生育しています。遺産区域の陸域の約8割が国有林であり、農林水産省では、「森林生態系保護地域」に設定し、関係機関や地元の方々と連携して、アカギ等の外来種駆除や、観光等の利用に当たってのルールを導入などの保全管理を行ってまいりました。

「小笠原諸島」は、「屋久島」、「白神山地」及び「知床」に続き、我が国では4箇所目の世界自然遺産となりましたが、いずれもそのほとんどが国有林であり、人類共通の財産である世界遺産を後世に健全な状態で引き継いでいくため、今後とも適切な保全管理に努めてまいります。



兄島の乾性低木林

世界自然遺産  
「小笠原諸島」概要

世界自然遺産「小笠原諸島」の概要は以下の通りです。

所在地…東京都小笠原村  
区域…<sup>シマ</sup>聳島列島、父島列島（父島を除く）、母島列島（母島を除く）、西之島、北硫黄島、南硫黄島の全島、父島及び母島の一部、父島及び母島周辺の一部の海域  
面積…陸域約6,360 ha、海域約1,580 ha

記載基準…(ix)生態系  
(評価の内容)

・資産の生態系は様々な進化の過程を反映しており、それは東南アジア及び北東アジア起源の植物種の豊かな組み合わせによって表されている。また、そのような進化の過程の結果、固有種率が極めて高い分類群がある。植物相では、活発な種分化の重要な中心地となっている。  
・小笠原諸島は、陸産貝類の進化及び植物の固有種における適応放散※という、重要な進化中の生態学的過程により、進化の過程の貴重な証拠を提供している。小笠原群島の島の間の、時には島の中における細やかな適



※適応放散とは、起源が同じ生物が、様々な環境に適応して多様に分化し、別系統となることです。

応放散の数々の事例は、種分化及び生態学的多様化の研究、理解の中核となっている。この特徴は、さらに、陸産貝類などにおける絶滅率の低さにより、強化されている。  
・小笠原諸島においては、固有種の密度の高さと適応放散の証拠の多いことの組み合わせが、他の進化の過程を示す資産よりも際だっている。小面積であることを考慮すると、小笠原諸島は陸産貝類と維管束植物において並外れた高いレベルの固有性を示している。